


基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

【基本的方向】

- ① 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。
- ② 障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
- ③ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切に一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。
- ④ 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。
- ⑤ 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

【主な取組み】

基本的方向	具体的取組名（事業名）	実施内容
①	府立支援学校の教育環境の整備 <参考資料 P179>	平成28年4月に大阪市立特別支援学校を大阪府に移管したことに伴い、大阪府域を含む府内全域の知的障がい支援学校に在籍する児童・生徒数の推計を行い、知的障がいのある児童・生徒の今後の教育環境のあり方の検討に着手した。
	自立支援推進校、共生推進校の充実 (知的障がいのある生徒の教育環境整備事業) <参考資料 P180>	知的障がいのある生徒が高校で学ぶ、知的障がい生徒自立支援コースを設置する自立支援推進校と、共生推進教室を設置する共生推進校の取組みが10年を超えたことを踏まえ、これまでの成果を取りまとめるとともに、今後の制度のあり方の検討に着手した。
②	職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の計画的な整備と就労支援体制の構築 (就労支援・キャリア教育強化事業) <参考資料 P182>	支援学校のモデル校3校(寝屋川支援学校、高槻支援学校、堺支援学校)に就労支援コーディネーターを配置するとともに、授業改善プラン等を検討・評価するために「就労支援ネットワーク会議」を設置した。また就労支援コーディネーターは、支援学校の就労支援のノウハウを活用し、連携する高等学校3校(柴島高校、枚方なぎさ高校、堺東高校)への支援も行った。平成28年12月に、府立支援学校教員を対象に報告会を行った。

基本的方向	具体的取組名（事業名）	実施内容
③	府立支援学校におけるセンター的機能の発揮 （支援教育地域支援整備事業） <参考資料 P187> （特別支援学校教員免許法認定講習事業） <参考資料 P186> （高等学校支援教育力充実事業） <参考資料 P180>	地域の小・中学校等で学ぶ障がいのある子どもの支援の充実に向けて、府立支援学校の地域支援室の体制を整えるとともに、リーディングスタッフを配置し、小・中学校等へ巡回相談や来校相談等を行った。 教員の特別支援学校教諭二種免許状取得を目的に、免許法認定講習を実施するとともに、平成28年度には、大阪大谷大学の協力のもと、国事業を活用して府立支援学校教員を対象とした第2認定講習（3科目のべ618名が受講）を実施した。これまでの認定講習と合わせて1年間で必要単位数の取得を可能とした。 府立高校については、支援教育サポート校（自立支援推進校から4校を指定）が府立支援学校と協力し、府立高校への巡回相談や教員向けの支援教育に関する研修を行うなどの支援を行った。
	「個別の教育支援計画」の作成と活用促進  <参考資料 P189～P190>	障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図った。また、私立幼稚園教諭等を対象に、「個別の教育支援計画」の基礎・基本となる内容や作成の考え方等について研修を実施した。
④	通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒等への支援 （通常の学級における発達障がい等支援事業（注）） <参考資料 P191> （発達障害のある児童・生徒等の支援研究事業）  <参考資料 P191> （障がいのある生徒等の高校生活支援事業） <参考資料 P192>	幼稚園及び小・中学校において、発達障がいのある子どもを含めたすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため実践研究を行い、平成27年度には成果の取りまとめを行った。平成28年度は、さらに、研修等を通じて実践研究の成果の周知・普及を図った。 また、指定するモデル校やモデル地域と連携し、各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ方法・時期等に関する調査研究を行うとともに、引継ぎの重要性を広く発信するため、府内公立私立の小・中・高・支援学校の教職員を対象にしたフォーラムを開催（参加者612名）した。 高校においては、全ての府立高校にエキスパート支援員としてスクールカウンセラーを配置した。また、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うため、要望があった学校に学習支援員及び介助員を配置した。【基本方針2（2）基本的方向②の一部再掲】
⑤	私立幼稚園・認定こども園（以下「私立幼稚園等」という）における支援教育の充実に向けた取組みの支援 （私立幼稚園等教諭を対象とする研修機会の拡大）  <参考資料 P192> （私立幼稚園等の特別支援教育助成事業） <参考資料 P192>	私立幼稚園等教諭が受講できる研修機会を拡大するとともに、府教育センターや支援学校主催の研修会に関する情報を私立幼稚園等に提供した。また、私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を受け入れている私立幼稚園等に助成を行った。
	障がいのある生徒の高校生活支援 （障がいのある生徒等の高校生活支援事業） <参考資料 P192>	障がいのある生徒が安心して通える学校づくりを支援するため、介助員や学習支援員を配置する私立学校1校を支援した。

（注）平成26年度末事業終了。

【指標の点検結果】

指標	目標値 (H29年度)	H24年度実績値 (計画策定時)	H28年度実績値	点検結果
○指標 21 知的障がい支援学校高等部 卒業生の就職率	35%をめざす	26.2%	26.2% [H27年度実績 25.6%]	△ 平成 28 年度実績は、計画策定時の 実績値まで回復した。
○指標 22 府立支援学校高等部卒業生 の就職希望者の就職率	100%をめざす	95.9%	91.6% [H27年度実績 92.2%]	△ 平成 28 年度実績は、計画策定時の 実績を 4.3 ポイント下回った。
○指標 23 小・中学校の通常の学級に 在籍する障がいのある 児童・生徒に対する 「個別の教育支援計画」の 作成に取り組む学校の割合	100%をめざす	69.8%	96.5% [H27年度実績 92.1%]	○ 平成 28 年度実績は、計画策定時の 実績を 26.7 ポイント上回った。

【自己評価】

- ① 「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備をすすめます。
 - ・府立知的障がい支援学校については、平成 28 年 4 月に大阪市立特別支援学校を大阪府に移管したことに伴い、大阪市域を含む府内全域の知的障がい支援学校に在籍する児童・生徒数の将来推計を行った。今後は、この将来推計の結果を踏まえ、知的障がいのある児童生徒の、今後の教育環境のあり方について、対応策を検討していく。
 - ・自立支援推進コース及び共生推進教室の 10 年の成果の取りまとめ「知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室の取組みの充実に向けて」を踏まえ検討を進める。
 - ・乗車時間短縮に向けて通学バスの増車等を行ったが、保護者のニーズに合わせたコース設定をしている学校もあったため、乗車時間が 60 分を超える児童・生徒の割合は横ばいであり目標には至っていない。今後も、乗車児童・生徒の増加及び長時間乗車に対応するための通学バスの効率的なコース編成等を検討していくことが必要である。

- ② 障がいのある子どもの自立と社会参加の促進に向け、関係機関と連携し、就労をはじめとした支援体制を充実します。
 - ・就職率の一層の向上や学校間による就職率のばらつきの解消を図るため、平成 27 年度に引き続き、支援学校及び自立支援推進校に在籍する生徒を対象に、「就労支援・キャリア教育強化事業」等の就労支援に取り組んだ。平成 28 年度の知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率は 26.2% とやや上昇したが、平成 28 年度達成目標としていた 32%には届かなかった。今後、詳細な分析を進める(参考:平成 27 年度就職希望率 28.1%、平成 28 年度就職希望率 28.6%)。引き続き、早期からのキャリア教育などを通じて、働くことの意義や必要性等の指導、啓発を行うとともに、大阪市から移管した知的障がい支援学校高等部への職業コースの設置を進めるなど、就職率の向上につながる取組みを進める。就職希望者の就職率の低下の対応については、生徒の特性の把握に一層努め、個に応じた丁寧な進路相談を繰り返すとともに、併せてジョブマッチングの効果をあげるための職場実習を複数回行うなどの取組みを強化していく。

③ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を促進し、幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にしたい一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。

- ・平成28年3月に作成したリーフレット「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」等を通じて市町村教育委員会への指導・助言を行うとともに、学校訪問及び実践事例報告会での周知などに取り組んだ結果、通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合が向上した。次期学習指導要領の内容を踏まえつつ、今後とも「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用に向けて一層の取組みを進める。
- ・特別支援学校教諭二種免許保有率を向上させるため、夏季休業中に行う認定講習に加えて、平成28年度は、大阪大谷大学の協力のもと国事業を活用して第2認定講習を実施した。（3科目延べ618名が受講。）これにより受講機会が増え、1年間で必要単位数の取得が可能となった。府立支援学校教諭等免許保有率は、上昇しているものの依然全国平均より10ポイント以上低く、今後とも、認定講習の充実など、免許保有率向上に粘り強い取組みを進める。

④ 関係部局が連携し、発達障がいのある子どもへの一貫した支援を充実します。

- ・小・中学校においては、平成27年度に「通常の学級における発達障がい等支援事業」（H25・26）の取組みの成果をまとめ、平成28年度に、研修によりその成果の普及を進めたところ、互いを認め合う集団づくりや、授業に集中しやすくなる教育環境の整備、子どもたちが学習の見通しが持てるような授業づくりが進んだ。今後もさらなる支援の充実をめざし、研修等を実施していく。

さらに、平成27・28年度の2年間、発達障がいの可能性のある児童・生徒に対する系統性のある支援の充実を図るため、「発達障害のある児童・生徒の支援研究事業」を実施し、各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎに関する調査研究を進めた。平成28年12月に府内公立・私立の小・中・高・支援学校の教職員等を対象にフォーラムを開催し、取組みの成果や円滑な引継ぎのあり方等の普及を図った。

高校においては、高校生活支援カードを活用して生徒の状況や保護者のニーズを把握し、高校卒業後の社会自立に向けて学校生活を送ることができるよう適切な指導・支援の充実につなげた。また、発達障がいのある生徒の進路研修会を開催した。こうした取組みにより教員の発達障がいに対する理解が進んだ。今後とも支援教育推進フォーラム等を通じて成果の共有・発信に取り組む。

⑤ 私立学校における障がいのある子どもが安心して学べる学校づくりの支援に努めます。

- ・私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園等教諭が受講できる研修機会の拡大や、障がいのある幼児を受け入れている私立幼稚園等に対する助成、介助員や学習支援員を配置する私立高校への助成など、障がいのある子どもが安心して通える学校づくりへの支援を行った。

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

- 支援教育に関しては、大阪府が全国に先駆けて様々な取組みを進め成果を挙げている。「自立支援推進校、共生推進校の充実」も、大阪府が先進的に取り組んできたことの一つである。しかし、近年、全国的にも分校方式や高等学校と高等支援学校を同じ敷地内に設置するなど様々な方法で、障がいのある生徒が高校で学ぶ機会が増えてきている。そうした例も参考に、障がいのある子どもたちが高校で一緒に学ぶことができる機会の充実に一層取り組む必要がある。

【基本的方向②について】

- 「就労支援体制の構築」については、就労支援コーディネーターという教員にはないスキルを有する外部人材を活用することで、支援も多様化したので、事業終了後も、コーディネーター的人材の発掘や活用を検討し、外部人材を活かした手厚い就労支援に取り組むべき。
- 今後は、保育の段階からインクルーシブ教育の視点が必要となってくる。バリアフリーを進める上で、施設とともに意識のバリアフリー化が重要であり、特に、保護者の意識の問題は大きい。意識への働きかけとしては、例えば、障がいのある学生が、母校などで自らの体験を語り、その姿を伝えるような取組みは、キャリア教育の視点ともつながり、支援教育における切れ目のない支援として、インクルーシブ教育システム構築に向けた大きな原動力になるのではないかと。

【基本的方向③について】

- 「特別支援学校教諭免許の保有率」については目標達成が厳しい状況であり、特に、支援学校の高等部の子どもたちが増える中で、高等学校の教員を養成する大学において、特支の免許を発行する大学がほとんどないことを懸念している。現状を踏まえ、放送大学や国立特別支援教育総合研究所が実施する通信教育の受講、正規の教諭だけでなく臨時講師を含めた免許状取得に向けたモデルケースの提示など可能な方法を活用しての保有率の向上を図るべき。
- 小・中学校等の通常の学級において、個別の教育支援計画と個別の指導計画について「作成に努めること」というより強い表現になる。従来は、通常の学級も特別支援学級等でも「必要に応じて作成すること」という表現であった。これは保護者等と合意した合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記する必要があることも求められるものである。支援学校だけでなく、通常の学級の教員にも個別の教育支援計画の作成・活用の必要性について、理解を進めてもらうため、今後の方向性を示す必要がある。
- 高等学校に障がいのある生徒が進学するケースも増えていく中で、個別の教育支援計画についての理解は、小・中学校だけでなく、高等学校でもより広げていくべき。

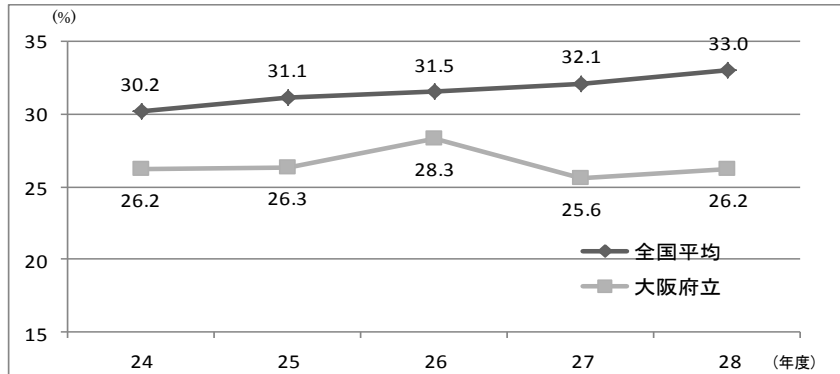
○補足意見

【基本的方向④について】

- 通常学級に在籍する発達障がいのある子どもへの支援として作成された「わかる・できる授業づくり」は、障がいの有無に関わらず全ての子どもにとって分かりやすい授業づくりに資する内容であるので、多くの学校に広めてもらいたい。

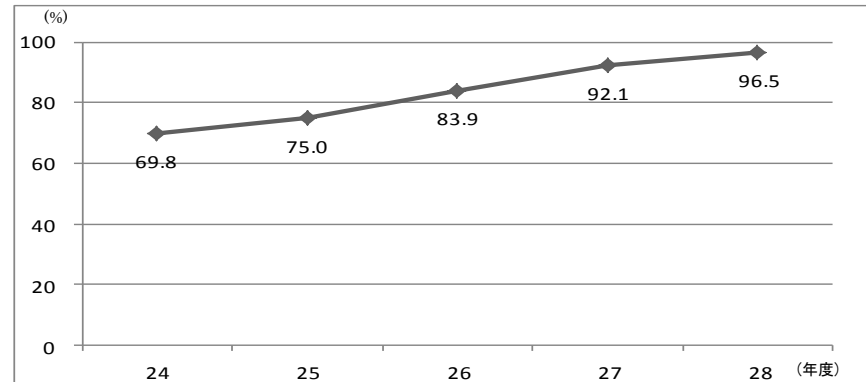
(参考)

◆指標 21 知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率



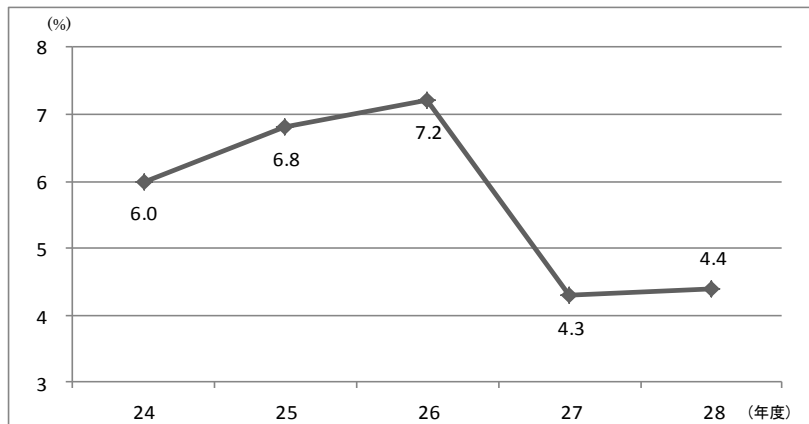
※府教育庁調べ及び文部科学省「学校基本調査」等
※H28年度全国平均は速報値

◆指標 23 小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合



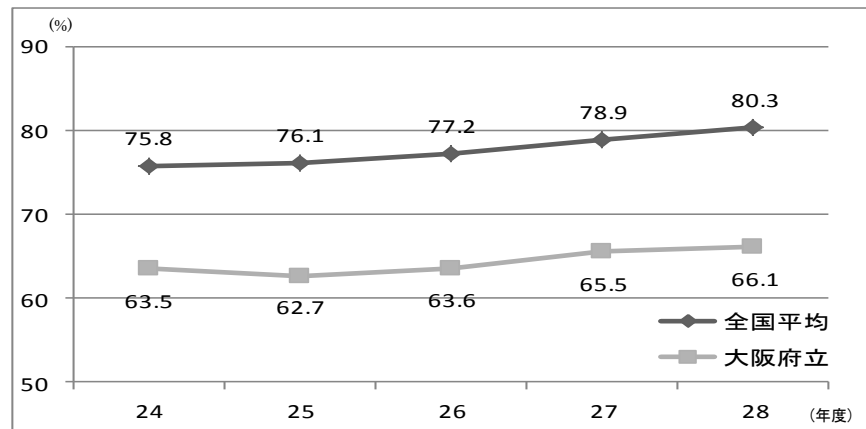
※府教育庁調べ

◆通学バスの乗車時間が片道 60 分を超える児童生徒の割合



※府教育庁調べ

◆特別支援学校教諭免許保有率



※府教育庁調べ ※調査日は各年 5 月 1 日現在

※「府立」には市立八尾支援学校を含む

※いずれの数値も「当該障がい種の免許保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障がい種)」、「他の障がい種の免許状保有者」、「自立教科等の免許状保有者(他障がい種)」を合わせた割合を示す。